

2 6 環 政 号 外
平成26年 5月27日

一般社団法人長崎県建設業協会会長 様

長崎県環境政策課長
(公印省略)

大気汚染防止法の改正について

本県の環境保全行政の推進につきまして平素よりご協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、平成26年6月1日から改正大気汚染防止法が施行され、別添のとおり石綿（アスベスト）の飛散防止対策が強化されます。

つきましては、県環境政策課ホームページにおいて、関係資料を掲載しておりますので、ご多忙の中大変恐縮ですが、貴管下会員あて周知いただきますようお願いいたします。

記

●主な改正点

○届出義務者の変更

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者が、工事の施工者から、工事の発注者又は自主施工者に変更されました。

○解体等工事の事前調査及び説明の義務付け

解体等工事の受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務付けられました。

● 県環境政策課ホームページ URL

（【石綿（アスベスト）関係】大気汚染防止法が改正されました）

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/kurashi-kankyo/kankyohozen-ondankataisaku/kankyokanshi/taiki/147939.html>

担 当

環境政策課 環境監視班 立木

電 話 095-895-2356

FAX 095-895-2566